

資料 24 想定する年間利用調整ルール

岡崎中央総合公園利用調整要綱

平成 18 年 9 月 1 日

一部改正 平成 29 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岡崎中央総合公園有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)の有効な利用を確保するため、年間利用調整に必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 年間利用調整とは、一般利用者に優先して大会等開催のために会場を確保し、円滑運営に資するための調整をすることをいう。

(対象団体及び事業)

第 3 条 年間利用調整の対象とする団体及び事業は次のとおりとする。なお、共催事業は主催事業とみなす。

- (1) 岡崎市、岡崎市教育委員会(外郭団体を含む。)が主催又は主管する行事
- (2) 岡崎市が当該施設を管理する指定管理者に要求する行事
- (3) 国、愛知県、愛知県教育委員会(外郭団体含む。)が主催又は主管する行事
- (4) 岡崎市体育協会が主催又は主管するスポーツ大会
- (5) 愛知県体育協会が主催又は主管するスポーツ大会
- (6) 次の定める行事
 - ア 岡崎中央総合公園の有料公園施設を同時に複数利用しなければ開催できない大規模な行事
 - イ 岡崎市体育協会加盟団体が主催し、岡崎市、岡崎市教育委員会の後援が得られると見込まれるスポーツ大会
 - ウ 当該施設を管理する指定管理者が施設を円滑に管理する上で必要と認める団体及び事業
- (7) 当該施設を管理する指定管理者から事業提案され、市が優先予約を認めた自主事業による行事

(利用調整順位)

第 4 条 年間利用調整をする場合の優先順位は、原則として前条各号の順序とする。

(利用調整会議)

第 5 条 年間利用調整会議は、当該施設を管理する指定管理者及びスポーツ振興課並びに関係課で行うものとする。

資料 24 想定する年間利用調整ルール

(利用の変更)

第 6 条 利用調整後、利用日等の変更は認めない。

(利用の取消)

第 7 条 利用日の前 30 日までに、正当な事由をもって取消を行わない場合は、規定の料金を徴収する。

(罰則)

第 8 条 虚偽の申し出により、年間利用調整で会場を確保したことが発覚した場合は、次回の調整対象から除外するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年度の年間利用調整から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度の年間利用調整から適用する。